

ここが  
知りたい!  
一問一答

# 弁護士会 照会制度

<最終回(連載第7回)>

## ◆◆ 意見を求める照会 ◆◆

Q17

「意見」や「判断」を求める照会は可能なのでしょうか。

A17

弁護士法第23条の2は、受任している事件について「必要な事項」の報告を求めることができると規定しており、文言上は、照会によって求める報告事項を「事実」に限定してはいません。しかし、照会先の報告義務は、手元の資料から容易に報告書を作成することができる範囲内で認められるものであり（条解弁護士法第3版）、照会先において、あらためて検討を加えなければ回答できないような事項について照会を求めることはできないと解されることから、東京弁護士会照会申出審査基準細則第5条3項は「意見や判断を求める照会申出は、不適当とする。ただし、照会先において容易に判断できる法律解釈や医学的意見等についての照会申出については、この限りでない」と規定しています。

照会先において、容易に判断できる法律解釈の例としては、新法令や登記実務の取扱いについて行政庁の公権的解釈を求める場合が考えられます。

ところで、照会事項が「事実の有無」を求めるものなのか、「意見や判断」を求めるものなのか、が微妙なもの（あるいは、判然としないもの）もあります。そのような場合、照会事項の表現方法や、照会先があらためて調査等をしなくても容易に回答することが可能なものであるか否かなどを総合的に検討して、照会の適否を決することになります。

例えば、交通事故被害者の通院先医療機関の担当医に後遺障害の有無や症状固定の有無を照会する事案は、医学的意見を求める場合に該当しますが、自ら診断治療を行なった患者に関する事項ですから、容易に判断可能といえます。

また、鑑定にわたるような事項であっても、あらかじめ照会先から当該照会に応じる旨の了解が得られているのであれば、あえて不適当として申出を拒絶する必要はないので、申出に応じることとしています。この場合は、了解のある旨、あらかじめお知らせ下さい。

ところで、意見を求める照会申出の中には、工夫次第で、事実を求める照会に改めることが可能な事案がしばしば見受けられます。

例えば、監督官庁（照会先）に対し、業者（相手方）の行為の当否について「当該行為は適切であるか否か」との照会事項は、「意見」を求めるものとして不適当とせざるを得ませんが、当該行為に関する行政指導の有無及びその内容についての照会を求める、あるいは、審議会等で当該問題について取り上げられていた場合に、その内容について照会を求めるのであれば、「事実」の報告を求めることとなり、適切な照会といえると思います。

意見や判断の要素が大きい事項の報告を求めたい場合は、特に、照会事項の表現の工夫、あるいは、照会先との事前交渉が大事になります。

（東京弁護士会調査室）

■照会請求についての問い合わせ先  
会員課 TEL.03-3581-2203